

第 4691 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 3月19日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 更正等の理由付記

Q：今年から、税務調査の手続きが法律になり、国税当局が更正処分等をする場合には、理由を付記しなければならないとなったとか。どのようになったのですか？

A：青色、白色を問わず理由付記をしなければならなくなりました。

【解説】

平成23年の税制改正において、国税通則法が改正され、処分の理由付記の対象が拡大されました。これまでは、所得税及び法人税の青色申告者に対する更正処分など一定の処分しか理由の付記がされませんでした。今後は、拒否処分や不利益処分を行う場合には、理由を附記しなければならないこととなります。

したがって、今後は、例えば、従来から、白色申告者だけでなく青色申告者に対しても理由付記していなかった加算税の賦課決定について、理由が附記されることとなったり、白色申告者等に対して更正処分を行う場合（推計課税の場合を含む）にも、理由が附記されることとなります。

なお、この改正は、原則として、平成25年1月1日以後に行われる更正処分や加算税の賦課決定処分からとなっていますが、個人の白色申告者等に対しては、平成20年から25年までのいずれかの年において記帳義務・記録保存義務があった者は平成25年1月から、それ以外の者は平成26年1月から、理由付記を実施することとされています。

